

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

国への提案事項

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

2 一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含めた歳出の積み上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和5年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

1 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

2 デジタル田園都市国家構想推進交付金の拡充

「デジタル田園都市国家構想」を着実に推進するため、令和5年度以降も財政措置を継続すること。

また、地域の抱える課題はそれぞれ異なるため、他地域で確立されたモデル・サービスを横展開するだけでなく、小さく始め、すばやくPDCAを回しながら実装に向かうアジャイル型アプローチによるデジタル実装の実践にも交付金が活用できるよう、交付対象の拡充を図ること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和4年度地方財政計画においては、前年度と同水準の62.0兆円の一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

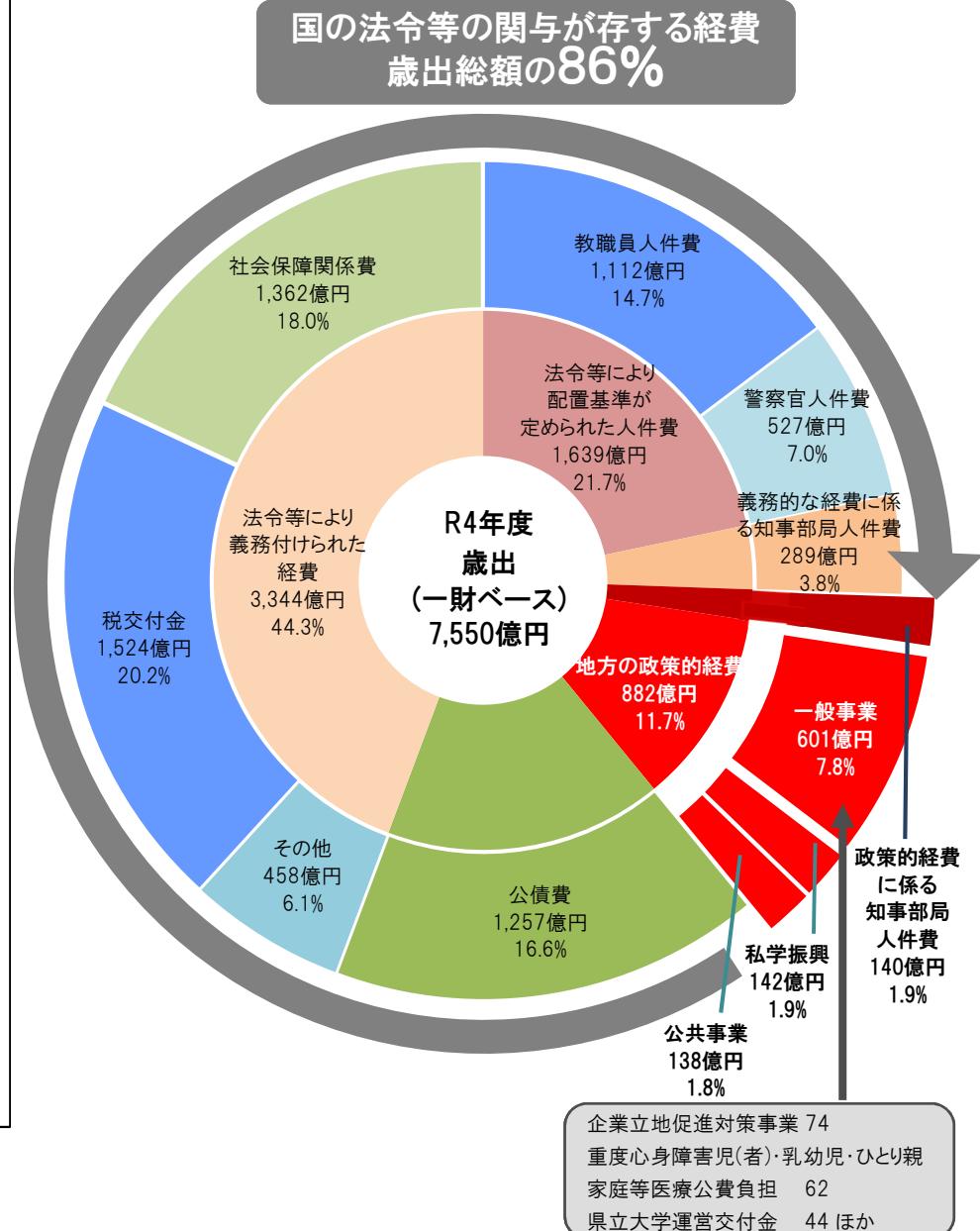
◆一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
R4地方財政計画	62.0兆円	44.1兆円	18.1兆円	1.8兆円
前年度比	+0.0兆円	+3.8兆円	+0.6兆円	▲3.7兆円

- 広島県の歳出総額 1兆1,440億円(R4年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,550億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等



4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 更に令和3年度においては、新型コロナ対策により、多額の基金を活用したことから、一時は、財源調整的基金が100億円を下回る状況となつたが、国の交付金の活用や県税収入見込みの増により令和3年度末には平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和4年度当初予算においても、新型コロナ対応や頻発する豪雨災害への対応などに多額の基金を活用せざるをえず、財源調整的基金の残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

課題

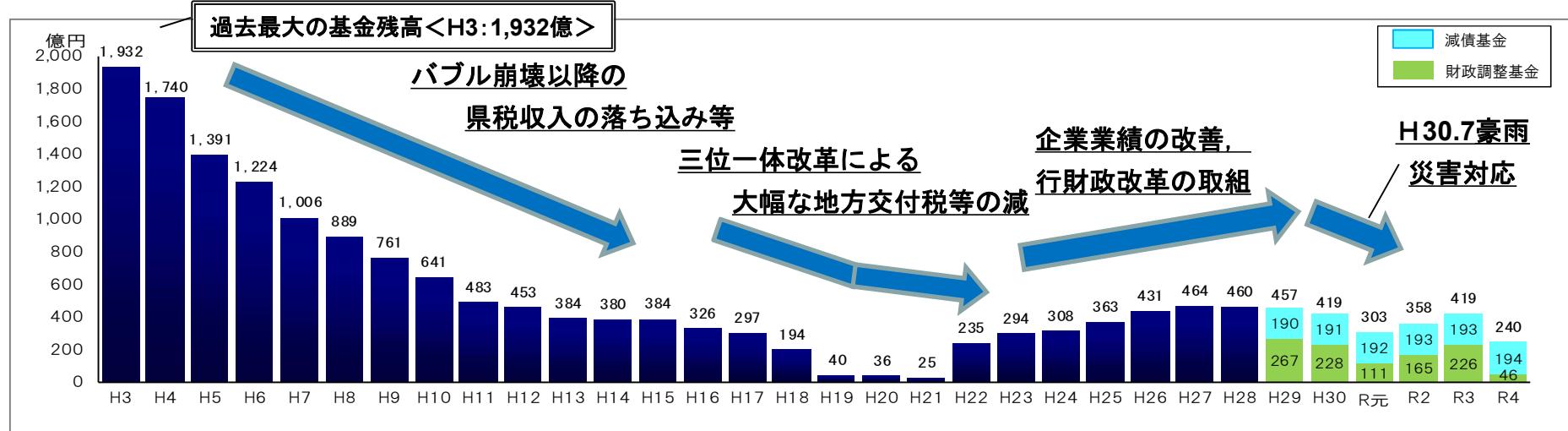
- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応や、この度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。

また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のこと。広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。

グラフ数値は年度末残高であり、R2年度までは決算値、R3年度はR2年度2月補正予算後の見込み、R4年度は当初予算編成時の見込み。

